

公営住宅 入居者募集

■申込方法

生活環境課または各支所にある申込書に必要事項を記入のうえ、下記書類を添付しお申し込みください。

～添付書類～

- ①入居希望者全員の住民票
- ②昨年の所得がわかる書面（収入のある方全員の源泉徴収票のコピーまたは所得証明書等）

■申込締切 5月10日（水）

■その他

- ・希望者が重複した場合は、選考委員会にて入居の可否が決定されます。
- ・入居が決定した場合、**町内在住の所得のある方2名の連帯保証人**（1名は留萌管内の在住であれば可能です）が必要となります。

◎問い合わせ先

生活環境課管理係 ☎ 56 - 2111
(内線 245)

鬼鹿支所 ☎ 57 - 1111

達布支所 ☎ 58 - 1111

■公営住宅

■旭団地（旭町1）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① S59 建築 (R元改善)	3LDK (2階建)	68.1㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	19,400円～28,900円 近傍同種家賃:48,700円(注)

■新町団地（新町2）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① S54 建築 (H29改善)	3DK (2階建)	67.4㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	16,900円～25,200円 近傍同種家賃:45,200円(注)
② S55 建築 (H30改善)	3DK (2階建)	68.8㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	17,600円～26,200円 近傍同種家賃:48,200円(注)
③ S55 建築 (R元改善)	3DK (2階建)	68.8㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	17,600円～26,200円 近傍同種家賃:47,100円(注)
④ S55 建築 (R元改善)	3DK (2階建)	68.7㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	17,500円～26,100円 近傍同種家賃:47,100円(注)
⑤ S55 建築 (R元改善)	3DK (2階建)	68.8㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	17,600円～26,200円 近傍同種家賃:48,300円(注)
⑥ S57 建築 (R2改善)	3DK (2階建)	67.6㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	18,600円～27,700円 近傍同種家賃:52,000円(注)

■緑風団地（鬼鹿田代）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① S53 建築 (H22改善)	3LDK (平屋建)	57.0㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	13,600円～20,300円 近傍同種家賃:88,400円(注)
② S58 建築 (H20改善)	3LDK (平屋建)	63.7㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	15,700円～23,400円 近傍同種家賃:85,700円(注)

■汐見団地（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① H11 建築	2LDK (平屋建)	65.6㎡	1戸	ユニットバス・ 電気温水器設置済	17,400円～26,000円 近傍同種家賃:79,600円(注)

■温室団地（鬼鹿田代）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① H6 建築	2LDK (平屋建)	55.5㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	16,400円～24,400円 近傍同種家賃:62,000円(注)
② H6 建築	3LDK (2階建)	69.1㎡	2戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	20,400円～30,400円 近傍同種家賃:65,100円(注)

(注) 近傍同種家賃とは、町営住宅に引き続き3年以上入居し、かつ入居収入基準を超える所得となった世帯が支払うこととなる家賃の上限額です。

- ・入居資格は現に住宅に困窮し、収入基準月額が原則として15万8千円を超えず、申込者および同居者が暴力団員でない世帯が対象となっています。（全員が60歳以上の世帯や本人が障がい者または同居者に障がい者や18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の方がいる場合、入居者と同居者である配偶者の年齢の合計が70歳以下であり婚姻の届出の日から2年を経過していない新婚世帯等は緩和されます）
- ・トイレはすべて水洗化されています。
- ・家賃は家族構成や収入によって変動します。
- ・町税および町使用料等の滞納がある方は、完納のうえお申し込み願います。

■特公賃（単身者）住宅

■学園団地オーナー（鬼鹿港町）

建築年	間取	面積	戸数	設備	家賃
① H7 建築	1LDK	49.9㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	27,000円
② H9 建築	1LDK	49.9㎡	1戸	ユニットバス・ ボイラー設置済	29,000円

せん定枝の収集方法のお知らせ

収集されたせん定枝は現在「おがくず」に加工され、生ごみ処理施設で水分調整剤として再利用されていますが、葉っぱや、松やになどがついていると「おがくず」加工の障害になりますので、下記のとおり排出していただきますようお願いいたします。

■「せん定枝」の収集日（5月）

- *松、杉、おんこ等の針葉樹、葉っぱや、松やになどがついた枝は出せません。
- *枝だけのせん定枝、直径5cm未満、長さ1m未満の枝をひもで縛って出してください。

■「草」の収集日（5月）

- *葉や、松やになどがついたせん定枝は、直径5cm未満、長さ1m未満にして、ひもで縛って出してください。

■その他

- *葉や、松やになどがついた枝は、30cm以下ならば不燃系埋立ごみ収集日に不燃系ごみ袋に入れて出すことができます。

◎問い合わせ先 生活環境課環境衛生係（内線 242・244）